職場環境の改善に関する項目

　平成18年度にだいせん聴覚高等支援学校に試験的に導入した文字情報システムを、平成28年度から、生野聴覚支援学校、堺聴覚支援学校、中央聴覚支援学校にも新規導入した。

本システムは、日常的には、適時必要な情報を文字・映像でディスプレイに表示し、幼児児童生徒と教職員間の効率的な情報共有を可能にする。また、緊急時（火災や地震、不審者の侵入等）については、発生状況に応じた緊急情報を各ディスプレイに自動的に強制表示させ、幼児児童生徒及び教職員に迅速に伝えることで、安全確保に寄与するもの。

　今後とも、聴覚支援学校で学ぶ幼児児童生徒及び聴覚障がいのある教職員に対する情報保障がなされるよう、各学校の状況をふまえながら環境整備に努めていく。

職場環境の改善に関する項目

　現在、府立学校においては、令和元年度から４か年計画でＡＥＤの更新を行っているところ。

　仕様書において、日本語の音声アナウンスによる操作説明とともに、心肺蘇生法（ＣＲＰ）手順のコーチング機能を有することを条件として、機器の調達を行っている。

　今後の更新において、ご指摘いただいた点を踏まえた仕様を満たす機器を導入できるよう、検討していく。

職員の業務負担軽減に関する項目

　校長マネジメント経費は、校長・准校長が学校経営計画を実現するためにその責任と権限において裁量で執行できる予算として、全ての府立学校に対して配当しているもの。校内での使途については、校長・准校長のリーダーシップのもと、それぞれの取組みに係る予算を精査し、予算の範囲内で効果的に活用いただいていると認識している。

職場環境の改善に関する項目

　府立学校の老朽化対策については、平成28年度から平成30年度までに専門事業者による建物の調査を行い、築年数や劣化度などをもとに「府立学校施設長寿命化整備方針に基づく事業実施計画」を策定し、計画的に改修等を行っている。

　また、事故を未然に防止し、安全確保に万全を期すため、法定点検をはじめ、日常における点検を徹底し、点検の結果により緊急性の高い改修等については、計画的におこなう予防保全とは別に、速やかに現地確認や技術的な検討を行い、必要な対策を講じている。

職場環境の改善に関する項目

　府立支援学校の給食調理場の空調については、これまでと比べ小規模なものにはなるが、順次設置を進めており、令和４年度には設置が終了する見込みとなっている。

　給食調理場の施設整備については、毎年実施している巡回指導の際や、学校からの要望に基づき、衛生面での必要性などを考慮し、緊急性の高いものから順次、改修等を実施しているところ。

　府の財政状況は依然として厳しい状況ですが、学校給食の円滑な運営が行われるよう、関係課とも協議を行いながら、環境整備の充実に努めていく。

職場環境の改善に関する項目

　関西医大・関西医大総合医療センター・阪大病院の各分教室において、病院施設にネットワーク工事を実施するためには、施設所有者の許諾を得ることやネットワーク機器を調達することなど整備に困難が生じていることから、モバイルWi-Fiルータを整備し、共用の教職員端末機を配備しているところ。

　引き続き、各分教室の状況をふまえながら、教職員の負担軽減に繋がる環境整備に努めていく。

　ＳＳＣ端末については、ＳＳＣ関連業務を行う管理職や事務職員に対しては１人１台、教員に対しては４人に１台配備しており、ＳＳＣ稼働時から配備台数は変わっていない。

現在、学校現場においては、統合ＩＣＴ事業で導入された教員1人に1台の端末をＳＳＣ入力に利用できるよう、効率的に活用いただいているところ。統合ＩＣＴネットワークが分教室に導入された場合には、同様に取扱うこととなる。

　府の財政状況が厳しい中、ＳＳＣ関連の入力作業のみで、パソコンの台数を増やすことは困難である。

職場環境の改善に関する項目

　現在、支援学校において、既存の空調設備を計画的に更新しているところ。

　令和３年度は、支援学校３校で171室の空調機の更新工事を実施する予定である。

　なお、空調機が故障した場合は、速やかに対応している。

職場環境の改善に関する項目

　今後の知的障がいのある児童生徒の増加に対しては、令和２年度に策定した「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」に基づき、現在、もと府立西淀川高等学校を活用した知的障がい支援学校の整備や所要の検討を進めており、今後、交野支援学校四條畷校の対応も含め、検討していく。

職場環境の改善に関する項目

　設備の改修等に関する要望については、学校から提出される「施設整備計画」に基づき、その必要性・緊急性などを学校と十分協議のうえ、予算の範囲内ではありますが、必要な対応をしていく。

　なお、トイレの増設については、建物の大規模な改修等を行う必要があり、現在の財政状況では、困難な状況である。

職場環境の改善に関する項目

　支援学校の特別教室について、令和３年度現在、５校に空調機設置の工事を実施しており、また他の３校に空調機設置の設計を実施している。設計を実施した３校については、令和４年度に空調機設置工事を実施する予定である。

　引き続き、支援学校の特別教室における空調機の設置に取り組んでいく。

職場環境の改善に関する項目

　トイレの増設については、建物の大規模な改修等を行う必要があり、現在の財政状況では、困難な状況である。

　設備の改修等に関する要望でございますが、学校から提出される「施設整備計画」に基づき、その必要性・緊急性などを学校と十分協議のうえ、予算の範囲内ではあるが、必要な対応をしていく。

職場環境の改善に関する項目

　令和２年８月から契約の更新により業務を開始した１社において、主に受託者の運営体制の不備により、退職後の調理業務従事者が十分に配置されないなどにより、遅配等の影響がでている。

　業務運営体制の整備、従業員の配置など、引き続き当該事業者への指導等、対応を実施していく。

職場環境の改善に関する項目

　市大附属病院分教室において、病院施設にネットワーク工事を実施するためには、施設所有者の許諾を得ることやネットワーク機器を調達することなど整備に困難が生じていることから、モバイルWi-Fiルータを整備し、共用の教職員端末機を配備しているところ。

　引き続き、分教室の状況をふまえながら、教職員の負担軽減に繋がる環境整備に努めていく。

旅費に関する項目

　旅費制度における食費相当額については、財政再建プログラム（案）に基づく府庁改革の一環で見直したものであり、要求にお応えすることは困難である。

職場環境の改善に関する項目

　府立学校の老朽化対策については、平成28年度から平成30年度までに専門事業者による建物の調査を行い、築年数や劣化度などをもとに「府立学校施設長寿命化整備方針に基づく事業実施計画」を策定し、計画的に改修等を行っている。

　また、事故を未然に防止し、安全確保に万全を期すため、法定点検をはじめ、日常における点検を徹底し、点検の結果により緊急性の高い改修等については、計画的におこなう予防保全とは別に、速やかに現地確認や技術的な検討を行い、必要な対策を講じている。

職場環境の改善に関する項目

　府立支援学校の給食調理場の施設整備については、毎年実施している巡回指導の際や、学校からの要望に基づき、衛生面での必要性などを考慮し、緊急性の高いものから順次、改修等を実施しているところ。

　府の財政状況は依然として厳しい状況ですが、学校給食の円滑な運営が行われるよう、関係課とも協議を行いながら、環境整備の充実に努めていく。

教職員の業務負担軽減に関する項目

　調理業務委託にあたっては、今年度より契約業務の開始から給食開始までの間に準備・確認すべき消耗品の準備や、衛生管理上必要となる施設・設備の確認、必要書類の確認、各作業ごとの衛生管理のポイント等をチェックリストにしたものを事業者に配布し、給食開始までのスケジュールに合わせてチェックするよう指導しているところ。

　今後も、契約開始時から給食開始までの期間を含め、給食管理・衛生管理について栄養教諭の負担がすこしでも軽減されるよう、学校とも相談しながら検討を進めていく。

職場環境の改善に関する項目

　いただいたご意見を踏まえ、異物混入などの事故等、調理業務従事者の配置の不備などの会社の指導管理体制について、加点方式による基準を定めたところ。

　本基準については、履行状況の確認等が必要となることから、その実施について検証し、本格実施の可否を判断したいと考えている。

　業務仕様書等については、今後も学校の意見を聞きながら検討を続けていく。

教職員の業務負担軽減に関する項目

　調理業務委託にあたっては、今年度より契約業務の開始から給食開始までの間に準備・確認すべき消耗品の準備や、衛生管理上必要となる施設・設備の確認、必要書類の確認、各作業ごとの衛生管理のポイント等をチェックリストにしたものを事業者に配布し、給食開始までのスケジュールに合わせてチェックするよう指導しているところ。

　今後も、契約開始時から給食開始までの期間を含め、給食管理・衛生管理について栄養教諭の負担がすこしでも軽減されるよう、学校とも相談しながら検討を進めてまいる。

　また、いただいたご意見も踏まえ、入札前の事前視察を入札参加資格の要件として追加したところ。

　入札の要件等については、今後も検討を続けていく。

職場環境の改善に関する項目

　令和２年８月から契約の更新により業務を開始した府立支援学校９校中、４校については、受託者が変更になった学校や、令和３年８月更新の学校も含めて、資格要件の緩和に関する問題は発生していないと認識している。

　令和２年８月から業務開始の残り５校を落札した１事業者については、契約更新時から教育庁の指導主事を学校に派遣するなど指導を続けているが、特定の事業者の問題と認識しており、業務仕様書等に基づき、引き続き指導をしていく。

　業務仕様書等については、今後も学校の意見を聞きながら検討を続けていく。